

多治見市多治見駅北広場指定管理者
候補団体公募要領

令和5年6月
多治見市

1 趣旨・目的

多治見市では、多治見市多治見駅北広場について、平成31年4月1日から多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第30号）第4条の規定に基づき、指定管理者による管理運営制度を行っています。

現在の指定管理者の指定期間が、令和6年3月末をもって終了することから、標記広場の新たな指定管理期間となる令和6年4月1日以降の指定管理候補団体を募集します。

なお、指定管理者制度による管理運営については、この要領に定めるもののほか、次の法令等を参照してください。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）
- (3) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第26号）
- (4) 多治見市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年規則第62号）
- (5) 多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第30号）
- (6) 多治見市多治見駅北広場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年規則第54号）
- (7) 多治見市行政手続条例（平成9年条例第1号）
- (8) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (9) 多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）
- (10) 多治見市死者情報の開示に関する条例（令和4年条例第30号）
- (11) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- (12) 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例（令和元年条例第24号）
- (13) 多治見市望まないタバコの被害から市民を守る条例施行規則（令和2年規則第14号）
- (14) その他、施設の管理運営に適用される法令等

指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。なお、市が業務内容を変更した場合にあっては、協議により定めます。

1.1 対象施設

○多治見駅北広場（以下「駅北広場」という。）

所在地	多治見市音羽町1丁目229番地
竣工	平成28年6月
敷地面積	3,015㎡
主な施設	・ イベント広場（上段） 607.5㎡（45m×13.5m）* ・ イベント広場（下段） 186.1㎡（15.4m×12.1m）* ・ 小広場1 44.5㎡（5.3m×8.4m） ・ 小広場2 29.2㎡（6.8m×4.3m）

- ・小広場3 41.4㎡ (9.2m×4.5m) *
 - ・テラス (キッチンカー駐車スペース 2台分) *
 - ・噴水 ※イベント広場下段に設置
 - ・ミスト発生装置
※イベント広場上段に40ノズル、下段に30ノズル設置
 - ・あずまや 3か所
 - ・水路
 - ・案内板
 - ・防犯カメラ 4か所
 - ・高木59本、中木18本、低木241㎡、地被類551㎡、芝285㎡
 - ・照明器具、貸出用電源 *
- ※行末「*」印のついている施設は専用利用が可能。また、駅北広場全体での専用利用も可能。

【駅北広場平面図】 破線枠内が管理区域



1.2 管理の基準

(1) 施設の利用時間

終日。ただし専用利用が可能な施設の貸出時間は午前6時から午後10時まで。

※施設予約は年末年始（12/29～1/3）及び祝日を除く月曜～金曜日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 休場日

なし

(3) 利用時間及び休場日の変更

指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時休場することができる。

1.3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 駅北広場及び附属設備の維持管理に関する業務

(2) 植栽・水路の維持管理に関する業務

(3) にぎわいを創出する集客交流事業に関する業務

(4) 施設に関するウェブサイトの管理に関する業務

(5) 広場の専用利用許可に関する業務

(6) 利用料金の収受に関する業務

(7) その他、市が必要と認める業務

※ 詳細については、多治見市多治見駅北広場管理運営業務仕様書による。

1.4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

1.5 利用料金

指定管理者は、利用者が支払う広場の専用利用に係る料金を自らの収入とすることができる。

ただし、自動販売機の設置等、目的外使用に係る使用料等については、市の収入とする。

利用料金の上限額は、指定管理者の方針により、指定期間中に変更することがある。また、利用料金の額は、市の承認を得てその限度内において変更することができる。これらの場合、指定管理者は、施設内の料金表示の変更や、利用者への周知等を行うものとする。

1.6 減免

多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則（平成9年規則第26号）に規定するものが利用した場合には、利用料金を減免する。

なお、減免された利用料金については、市はこれを補填しない。

1.7 指定管理に係る委託料

(1) 委託料の額

指定期間5年間の委託料の総額は、98,165,030円（消費税含む）以内とし、収支計画書に記載された金額を参考に協定で定める。指定期間中の増額は認めないので、事業計画の立案と収支予算の編成に注意すること。

(2) 委託料の支払い

会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）毎に、乙の請求に基づき委託料を支払うものとする。支払いの時期、方法等については協定で定める。

2 申請

2.1 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という。）で、広場の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有している者（個人での申請は不可）。
- (2) 次に該当した場合は申請することはできない。
 - ① 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、法第92条の2、法第142条（同条を準用する場合を含む。）若しくは法第180条の5第6号の規定に抵触することとなる場合の法人その他の団体。
 - ② 施行令第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加を制限される団体。
 - ③ 当該団体の責めに帰すべき事由により、法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた後2年を経過していない団体。
 - ④ 国税又は地方税を滞納している団体（非法人にあっては、当該団体の代表者が該当する場合を含む。）。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体。

2.2 申請書類の受付

- (1) 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時00分まで
- (2) 受付場所 多治見市役所経済部産業観光課（本庁舎1階）
〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地
- (3) 受付方法 申請書類一式を持参により提出

2.3 提出部数

申請書類は、原本1部、副本10部を提出すること。

なお、申請書類は、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出すること。

2.4 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（手続規則「別記様式第1号」）
- (2) 申請する法人等に関する書類
 - ① 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
 - ② 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書）の写し）
 - ③ 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書並びに直近2事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
 - ④ 手続規則第4条第3項第5号に規定する書類
 - ⑤ 法人等概要書（様式1-1）
 - ⑥ 団体構成表（様式1-2）
 - ⑦ 主要業務実績一覧（様式2）
 - ⑧ 誓約書（手続規則「別記様式第2号」）
 - ⑨ 植栽管理の指導を行う岐阜県緑の博士（グリーンドクター）A級以上の資格を有する者の氏名及び所属事業所名の報告書（様式任意）
- (3) 事業計画書

次のとおり事業計画書を作成すること。様式は任意とする。

- ① 管理運営方針
 - ア 施設の役割に着目した上で、運営上の基本的な考え方、理念について示すこと。
 - イ 施設の利用者が安全かつ快適に利用できることを考慮した上で、施設の維持管理の基本的な考え方、理念について示すこと。

- ウ 利用時間の延長等についての考えがあれば提案すること。その場合の運営体制も示すこと。
 - エ 多治見市内で既に指定管理者制度を導入している同種又は類似の施設との連携の方針及び具体的方法について示すこと。
- ② 事業運営計画
- ア 施設運営
 - i 市民の平等・公平な利用の確保
 - 全ての利用者が平等・公平に施設を利用することができる仕組みについて、高齢者や障がい者等社会的弱者への配慮も含め示すこと。
 - ii 市民サービスの向上等
 - ・ 施設の利用促進、ノウハウの蓄積、サービスの向上についての考え方と具体的計画を示すこと。
 - ・ 施設の利用者増の実現に向けた計画を示すこと。
 - iii 維持管理業務
 - ・ 施設の維持管理について、点検方法、機能保全策、危険防止及び修繕の考え方及び具体的内容を示すこと。特に植栽や水路の管理については、詳細に提案すること。
 - ・ 施設の設定備、備品等の管理方法について具体的に示すこと。
 - ・ 施設の清掃、警備、その他の維持管理業務の内容と基準及び確認方法等について具体的に示すこと。
 - iv 安全管理
 - 事故、災害、第三者への賠償を要する事態が発生した場合の甲との責任分担の考え方について示すこと。
 - v 要望、苦情対応
 - 要望、苦情等を取り込む仕組みについて提案すること。
 - イ にぎわいを創出する集客交流事業
 - 本施設を利用した自主事業（催事、イベント等の主催事業）の計画について、具体的に示すこと。
 - ウ 安定的なサービスの継続的提供
 - i 運営体制
 - ・ 必要な組織及び職員配置について示すこと。
 - ・ 人材確保の方法について示すこと。
 - ・ 施設の責任者の配置又は責任体制、指揮命令系統等、人事配置全般、緊急時連絡体制及び組織運営の維持について示すこと。
 - ii 経営能力
 - ・ 同種又は類似の施設の運営実績があれば示すこと。運営経験が事業計画に活かされた点があれば併せて示すこと。
 - ・ 施設運営に関わる他の企業、団体等との関係、役割分担、再委託等について、該当する場合は示すこと。
 - エ その他
 - ・ 利用者、関係者の個人情報について、管理、漏洩防止等の情報保護対策について示すこと。
 - ・ 施設の管理全般について、新たな提案があれば、施設ごとに具体的に示すこと。
- ③ 収支計画書
- ア 施設管理経費及び事業運営経費の収支計画
 - 指定期間内の施設管理経費及び事業運営経費の収支計画について示すこと。
 - イ 経費の縮減
 - 経費の縮減について、人事配置を考慮し、取り組みの方針と具体的な計画について示すこと。

2.5 その他

- (1) 申請書類は、返却しない。
- (2) 一旦提出した申請書類は内容を変更することができない。
- (3) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、申請書類及び提案書等は市において複写できるものとする。また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがある。
- (4) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、申請を無効とし、失格とする。
- (5) 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

3 審査

3.1 指定管理者候補団体の承認

指定管理者候補団体の選定は、公平性・透明性を担保するため指定管理者候補団体選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において審査することにより行う。

審査は、書類審査及び提案説明により行い、委員会において審査結果に基づいて指定管理者候補団体として選定する。

3.2 選定基準

事業計画書の内容等について、次に掲げる選定基準に照らし総合的に審査し、指定管理者候補団体として選定する。

- (1) 事業計画書の内容が、平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 前述したもののほか、各施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。
- (5) 選定における評価項目と配点は次のとおり。なお、合計得点が6割に満たない場合は不合格となる。

評価項目		配点
施設運営の基本的な考え方		
1	平等・公平な利用の確保についての考え方	5点
2	サービスの向上・利用者増についての考え方	5点
3	安全管理・リスク分担に対する考え方	10点
4	維持管理業務・管理運営業務 (植栽や水路等の維持管理)	15点
5	ごみの減量化や省エネ等についての考え方	5点
施設運営		
6	施設運営の方針 利用者の要望・苦情対応 個人情報保護	5点
7	外部委託の方針	5点
組織・運営体制		
8	運営組織の構成 組織全体 従業員との雇用関係、従業員の勤務体制	5点

9	人材の配置・職能 従業員の業務内容 必要な職能（資格・技能・経歴） 緊急時の対応	5点
収支計画		
10	収支計画書の内容が適切であるか。収支予算の内容が過不足なく 適正な金額が提示されているか。	5点
11	経費縮減についての考え方	5点
経営能力		
12	経営状況、運営実績	10点
にぎわいを創出する集客交流事業の提案		
13	事業計画策定に当たっての考え方	5点
14	事業計画の内容	15点
合計		100点

3.3 提案説明（プロポーザル）

申請者による提案説明は、30分以内とし、委員会委員が提案説明に対して質問するプロポーザル方式にて行う。

なお、令和5年7月28日（金）開催予定の選定委員会に出席を求めます（詳細は後日連絡）。

3.4 選定結果の通知及び公開

委員会において、本要領の審査基準に基づき審査を行い、決定結果は令和5年8月中を目途に通知するとともに、審査結果について公表する。

4 指定管理者の指定及び協定の締結

4.1 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、多治見市議会の議決を経て決定される。選定した指定管理者候補団体を指定管理者に指定する議案を議会に提案し、可決されれば、市長が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示する。

4.2 協定の締結

市と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業計画及び書類審査、提案説明の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、協定を締結する。

5 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置

5.1 申請の辞退及び選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ず担当部署に辞退届を提出すること。選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、賠償請求をすることがある。

5.2 指定の取消し

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者候補団体として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理候補団体としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととする。

取消しとなった場合は、前記3の申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として選定することとする（第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に取り扱うこととする）。

る。)

- (1) 多治見市議会において指定に係る議案が否決されたとき。
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- (3) 指定管理者等の資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) 指定管理者等が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- (6) 指定管理者等が本要領に定める応募資格を失ったとき又は応募資格がないことが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。

6 その他の留意事項

- (1) 市長が管理業務等を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことができる。この場合、指定管理者の損害に対しては、市はその責めを負わないものとする。また、取消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがある。

7 問い合わせ先

多治見市役所 経済部産業観光課（多治見市役所本庁舎 1 階）
〒507-8703 多治見市日ノ出町 2 丁目 15 番地
TEL. 0572-22-1252（ダイヤルイン）
FAX. 0572-25-3400 E-mail sangyokanko@city.tajimi.lg.jp

(様式 1-1)

法人等概要書

名 称	
代表者名	
所在地	
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	
業務内容	
団体の特色	

※法人等の概要パンフレット等があれば添付すること。

